

平成24年度当初予算に対する 要望事項への回答 (市民クラブ)

1 重点戦略について

(1) 戦略1：未来を拓く“新・ものづくり”

① 多様な産業の創出と工夫の結集による新産業の創出

1 「はままつ産業イノベーション構想」に基づく効果的な支援施策を立案すること。

平成24年4月に「はままつ産業創造センター」と「浜松地域テクノポリス推進機構」を一体化し、機能の強化を図るとともに、23年10月に策定した「はままつ産業イノベーション構想」に基づき、オープンイノベーションの手法を取り入れた産学官連携の推進、海外展開支援を強化してまいります。

2 企業の市外流出防止も含め、企業立地を誘致するためのハード・ソフト両面でのインセンティブの仕組みを導入すること。

市内に立地する一定の要件を満たす企業に対し、類似用地取得、新規雇用、設備投資に要する経費の一部等に対し、国内最大規模（最大38億円）の補助事業を引き続き実施いたします。

また、中小企業の市内への立地促進及び成長分野への転換を支援するため、平成23年度から補助対象となる設備投資費の下限を大幅に引き下げました。

（製造業の設備投資費の場合、2億円以上から5,000万円以上に、研究所等の設備投資費の場合、1億円以上から2,500万円以上にそれぞれ引き下げ。）

今後におきましても、市内企業の流出防止、新産業の創出・集積を目指し、戦略的な企業誘致に取り組み、きめ細かな企業立地支援施策を推進してまいります。

3 農業、工業、商業、情報産業などが融合して新産業を創出する基盤整備やシステムづくりに取り組むこと。

市街化調整区域における農業と工業のバランスある土地利用の実現により、農業の産地力強化と新産業の集積を図るため、「未来創造『新・ものづくり』特区」の第一次指定を平成23年12月22日に受けました。

今後、特区の計画を推進するため、平成24年度においては、担当職員2名を配置して農地の集約化を推進するとともに、企業の農業参入が見込まれる地区について現況調査を実施してまいります。

② 新たな技術と活用と6次産業化による農林水産業の産地力強化

1 企業等の参入が可能となるよう農地利用等に関する規制緩和の施策を導入すること。

「未来創造『新・ものづくり』特区」による規制緩和を国に働きかけるとともに、企業の農業参入を視野に入れ、農地の集約化や6次産業化を推進してまいります。

③ 誰もが夢を持って働き、自立した生活を送ることができる雇用の創出

1 経済、雇用対策を実施すること。特に、就労弱者に対する支援を強化すること。

中小企業に対する金融支援として、円高による景気低迷などにより資金需要が増大していることから、前年度当初に対し、新規融資枠を30億円拡大します。

また引き続き、緊急雇用創出事業にも積極的に取り組むとともに、伴走型の生活・就労支援であるパーソナル・サポート・サーピスマデル事業については、社会的弱者全般に対象を拡大して事業を実施いたします。

さらに、ハローワークと連携して、障がい者の就労について企業訪問を行い、職場開拓・定着を図るなど、就労支援を強化してまいります。

2 中長期雇用対策施策計画の策定と産学官連携による推進体制を構築すること。

雇用施策は、地域の企業を取り巻く環境の変化や雇用状況を的確に捉え、実情にあった施策を展開してまいります。

また、はままつ産業イノベーション構想の推進により、既存産業の高度化、高付加価値化、新産業創出に取り組む中で、雇用の創出、拡大を図ってまいります。

産学官連携につきましては、ハローワークが主催し、行政、商工会議所、大学・高校等教育機関、医療機関、企業等が参加する「雇用対策推進協議会」に積極的に参画し、連携を図ってまいります。

(2) 戦略2：豊かな心と生きる力をはぐくむ・子どもの未来

① 安心して子どもを産み育てられる環境づくり

1 保育所の待機児童ゼロを実現すること。併せて幼保一元化の促進について国に強く求めること。

保育需要は、社会情勢の変化や厳しい経済状況により共働き世帯が増えていることなどから増加傾向にあります。

保育所の増改築等により平成24年4月には、150人の定員が増加いたします。また、認証保育所利用者助成による認証保育所の有効活用なども併せて待機児童解消を図ってまいります。

幼保一元化にかかる制度、規制改革などにつきましては、政令指定都市市長会や児童福祉主管課長会など様々な機会を捉えて実効性のあるシステムとなるよう引き続き要望してまいります。

2 放課後児童会待機者解消対策、指導員の資質向上、運営方法の改善及び大規模校での放課後の子どもたちの居場所づくりについて検討すること。

・放課後児童会の待機者解消について

待機児童数の多い箇所や、施設の老朽化により整備の緊急性の高い箇所について、施設整備を実施する中で定員を拡大し、待機児童の解消を図ります。

・指導員の資質向上、運営方法の改善について

指導員の資質向上につきましては、研修内容の充実、指導員同士の情報交換、県等が開催する研修会や講演会への参加などにより指導員のスキルアップを図ります。

委託方式への統一を視野に、本市の課題を検討し、運営方法の改善を図ってまいります。

・放課後の子どもたちの居場所づくりについて

全児童を対象とした居場所づくりとし、地域の実情や地域の主体的な活動を尊重した事業として検討してまいります。

3 特別支援学校高等部の拡充について、県への要望、市独自の対応策を検討すること。

市内の特別支援学校の狭随化や社会的自立に向けた特別支援(高等)教育へのニーズ等を踏まえ、国に対し、高等学校への特別支援学級設置を要望してまいりました。平成23年4月には、浜松特別支援学校城北分校が開校し、軽度の知的障害の生徒が入学し、職業自立に向けた高等教育が実施されています。

今後は、将来の社会的自立を目指す特別支援教育(高等教育)の環境向上を図るため、保護者、関係団体の意見やニーズを踏まえ、県へ要望してまいります。

なお、市が計画していた「浜松市立高等特別支援学校」の設置は、城北分校開校後の状況を見極め、検討いたします。

② たくましく生き抜く豊かな心と確かな学力の育成

1 小学校1・2年生30人学級の早期実現に向けた実行計画の策定と県へ必要となる教員配置を要望、講師の採用など市として対応すること。

市長マニフェストに基づき、小学校1年生については、平成25年度に30人学級を導入、小学校2年生については、国が35人学級を実施した場合、平成26年度から30人学級(国が実施しなかった場合は35人学級)を実施します。

なお、30人学級は市独自の施策であるため、市として講師を配置してまいります。

2 教育支援指導員・補助員の増強のため、人材ネットワークを形成すること。また、人選、配置等については学校のニーズや地域特性に対応すること。

より多くの人材を確保するためのネットワーク構築に向け、各学校、地域、NPOなど関係機関

に働きかけてまいります。

また、支援員の配置にあたっては、遠距離通勤とならないよう配慮していますが、勤務条件・処遇等については、引き続き関係課間で協議してまいります。

③ 子どもや青少年の健やかな成長を地域で支える社会の形成

1 青少年健全育成ネットワークに官民事業所など現役世代の参加を促す仕組みを設けること。

父親世代が青少年の健全育成に関心をもち、活動に携わることの意義は大きいと、幅広い世代や立場の方が健全育成会に参加できるよう啓発してまいります。

また、各地域青少年健全育成会会長で組織する「浜松市青少年健全育成会連絡協議会」において、育成会事業の活性化を図るための研修や情報提供を行うとともに、現役世代の参加について、さらなる動機付けを行ってまいります。

(3) 戦略3：安全と安心を人から人へ。活発な地域力

① 思いやりの心をはぐくむ福祉の地域づくり

1 地域包括支援センター相談機能の強化及び要支援・介護認定の抑止と施設介護待機者の在宅支援サービス利用の促進を図ること。

高齢者人口 10,000 人以上を担当する地域包括支援センターが設置されている区については、次期はままつ友愛の高齢者プランの計画期間（平成 24～26 年度）中に見直し、5 か所の増設（17→22 か所）を行うことで、相談機能の強化を図ってまいります。なお、平成 24 年度は 2 か所の増設を予定しています。

また、ひとり暮らし高齢者と高齢者世帯の実態調査に取り組む中で、それぞれの心身の状況に応じた適切な介護予防事業や在宅福祉サービス事業を提供することで、要支援・要介護認定の抑制につながるのと同時に、在宅福祉の向上を図ってまいります。

2 地域密着型サービス施設への民間企業の新規参入を促すとともに、事業実態や経営状況についての監査機能を強化すること。

地域密着型サービスの事業者選定は、幅広く参入を促すため、公募により実施しています。ただし、介護保険法等により一部のサービスは、運営が社会福祉法人等に限定されています。

指導監査につきましてはこれまで、高齢者虐待防止や身体拘束禁止、事故対策など、サービスの質に関する指導を主眼に実施してまいりましたが、今後は人員基準への適合についても重点的に確認してまいります。

なお、平成 24 年 4 月に県から指導監査の権限が移譲され、所管する介護サービス事業所数が大幅に増加することから、指導監督体制を一層強化してまいります。

3 障がい者の授産施設等を支援する仕組みを構築すること

就労機会の維持・拡大を推進するために、ハローワークと連携して企業訪問を行い授産施設等が受注できる仕事を確保するとともに、市の委託事業である知育玩具製作事業については、玩具の開発にとどまらず、授産施設等の自立に向けた事業化や販路開拓につながる支援を検討してまいります。

また、区役所等の施設において授産製品の販売所等の開設を容易にするために、関係部署との調整をはじめ環境づくりを進めてまいります。

② 防災・減災の地域力づくり

1 災害発生時に全ての住民が速やかに避難できるよう情報伝達と避難誘導する仕組みを策定し、周知徹底すること。

建物の防音性能が向上し、台風のような風雨災害時には、屋外スピーカー型の同報無線からの音声通報や広報車による情報伝達は効果が低いことから、市と災害時の放送協定を締結しているFMハローなどラジオの利用や「防災ホットメール」への登録をさらに市民に呼びかけてまいります。

また、避難勧告などの情報を強制的に配信するNTTドコモの「エリアメール」は、12月1日に導入しております。なお、au・ソフトバンクについても23年度中に同様のサービスを導入する予定です。

2 危機管理監を市長直轄にして指揮権限を集中するとともに、区役所の危機管理体制を明確にし、住民への情報伝達や指示を徹底すること

平成23年7月の組織改正において、災害時の初動態勢の確保と迅速な指揮権の行使、平常時における部局横断的な調整に指揮権を行使できるよう危機管理監及び危機管理課を市長直轄の体制とするとともに、災害時における区の最終判断を迅速かつ的確に下せる体制とするためⅦ区長を区危機管理監といたしました。

今後は、危機管理監及び区危機管理監による指揮命令系統の整理、簡素化、情報の一元化など迅速かつ的確な対応を図るため、災害時の非常配備体制を見直してまいります。

③ 防犯と交通安全のまちづくり

1 政令指定都市交通事故ワーストワンの汚名返上に向けて、目標設定と具体的な行動計画を策定、事故原因とその対策に関する分析と研究を進めること。

毎年度策定する実施計画の中で、重点的な対策を明確にするるとともに、削減目標を設定してまいります。実施後においては、対策の効果を検証し、恒久対策へ繋げていけるよう、データの分析を進めます。

また、引き続き、交通事故発生箇所の現場診断や交通事故多発交差点の事故防止対策を関係機関や市民との協働により実施してまいります。

さらに、子どもから高齢者まで年齢層に応じた交通安全教育を実施し、交通安全意識の高揚を図ってまいります。

2 通学路・通勤路の安全対策をハード・ソフト両面で実施すること。

通学路は、各学校等からの要望を通学路整備連絡会においてハード・ソフト両面の対策を講じています。通勤路は、各地区安全運転管理協会等と協力して、従業員への交通安全教育を実施しております。

事故原因の分析や対策の効果検証を踏まえ、効果のある恒久的な対策を他市の事例などを参考に調査、研究するとともに、緊急性や必要性の高いものから、通学路等の整備を行ってまいります。さらに、体験型交通安全教室等から交通事故を学ぶ教育活動を行政、企業を含めた地域と一体となって進めてまいります。

(4) 戦略4：地球に優しい持続可能な社会

① 地球温暖化対策とクリーンエネルギー導入の推進

1 恒久的な省エネルギー対策を再構築すること。

昨夏の節電対策を一過性とせず、今後もエコな暮らし方として定着させるよう、地球温暖化防止活動推進センターや節電市民会議等と協調して、省エネルギー対策を啓発するとともに、新エネ・省エネ対策トップランナー認定制度を 継続実施し、率先して取り組む企業等を顕彰してまいります。

2 再生可能エネルギーの導入と分散型供給電源の設置促進について、地域特性 に合致した経済合理性にも適う仕組みを目指すこと。

平成 23 年 8 月から市内において、新エネルギー連絡会議を設置し、市民ファ ンドの研究や各課が把握している新エネルギーに関する情報の収集などに取り組んでおります。

再生可能エネルギー導入促進について、平成 24 年度においては、住宅用太陽 光発電設備の設置に対する助成を引き続き実施するとともに、新たに市民向けの 住宅用太陽熱利用システムの設置及び事業所向けの新エネルギー導入に対し、助成制度を創設いたします。

また、バイオマスの利活用を含め、小規模火力発電等の分散型電源の設置促進が図られるよう、民間の電力事業者等と連携して検討を進めてまいります。

さらに、新エネルギー推進事業本部を新たに設置し、再生可能エネルギー普及のための仕組みづくりを進めてまいります。

3 緑化推進事業は、規模拡大と質的なレベルアップをはかる施策を導入すること。

緑のカーテン事業は、緑のカーテンに感心を持つ市民が更に増えるよう、初めて取り組む市民を対象として資材を交付するとともに、小中学校 5 校を対象として環境学習を通じた緑化啓発モデル事業に取り組んでまいります。

また、住宅フェアなどの展示会やイベント等の機会を捉え、緑化推進に関する P R活動を積極的に展開してまいります。

② ごみ減量と3Rの推進

1 **ごみ減量とリサイクルの必要性を、ごみ処理に係る総コストなど詳細な情報を示し、受益者負担を含めて理解の促進をはかること。**

ごみ処理の状況や処理コストなどについて、清掃事業概要や市ホームページにより公表しております。また、処理施設の状況や更新計画等は、一般廃棄物処理基本計画等の見直しの中で、公表する予定でございます。

ごみ減量の効果については、自治会の環境美化推進員への説明会等を通じ理解を深めていただくとともに、平成25年度に計画している粗大ごみ有料化についても、実施に向けて、市民への説明会を開催し理解を求めてまいります。

2 **家庭ごみの排出方法と回収については、全市的に公平な負担レベルと利便性の向上の視点で市民の合意形成を醸成しながら導入すること。**

家庭ごみの出し方や収集方法等については、平成17年7月の合併前の各市町村のルールを継続して適用してまいりましたが、地域間で市民サ字ビスに差が生じるという課題がございました。

このため、平成23年度において、パブリックコメントや市議会、関係審議会等から意見を伺いながら、家庭ごみの出し方の統一ルールを策定いたしました。

平成25年度から家庭ごみ分別統一ルールの全市適用に向け、平成24年度は、市民や関係機関への説明、周知を行い、合意形成を図ってまいります。

③ 生物多様性の保全と持続可能な利用の推進

1 **環境保全活動の理解促進と活動への参加者の拡大を図ること。**

水質浄化や自然環境保全について、市民、地元自治会、市民団体、企業等の多くの参加を得て清掃美化活動や自然体験活動が行われており、こうした活動や取り組みは、新聞、TV、ラジオ、ホームページ、広報はままつ、看板、啓発パンフレットやポスター等を活用して市民にPRしております。

今後はさらに、環境保全活動等情報の一元化とわかりやすい情報発信、各主体の活動支援と連携強化を推進し、更なる理解促進と活動への参加者拡大を図ってまいります。

(5) 戦略5：快適が感じられるくらしの満足度

① 市民の共感が得られる魅力的な都心の創出

1 **駅前の商業施設、商店街と文化施設や史跡を回遊する歩行ルートの策定など具体的な事業を進めること。**

浜松まちなかにぎわい協議会や商店街などが、回遊性向上に向けて実施する事業者のノウハウを

活かした新たな取り組みに対し、積極的に支援してまいります。

また今後、セントラルパーク構想の推進による浜松城周辺の新たな賑わい拠点の整備に合わせ、都心の回遊ルートや都市型観光の振興についても、官民協働により検討してまいります。

2 都心部でのイベントを公募し、企画、運営を行うこと。

平成 22 年度から商業者自らが商店街の活性化に取り組む事業に対して、「商店街魅力アップ支援事業」による支援を推進しており、事業提案を随時募集しています。

今後も都心商業者・商店会等が中心となって、浜松まちなかにぎわい協議会等の組織と連携を図りながら実施する民間活力による自主的な取り組みへの支援を継続してまいります。

3 駐車場に関し、中心部での渋滞解消、利便性が高まる仕組みづくりを構築し、併せて、自転車や二輪車の駐輪スペースを利便性の高い場所に確保すること。

市内中心部の駐車場の需給バランスが崩れ供給過多となる中で、市営駐車場の使用料収入は著しく減少しています。

今後は、駐車場経営計画に基づき、市営駐車場の民営化を進め、民間による質の高いサービスの提供を目指してまいります。

また、駐輪スペースの確保につきましては、市街地中心部での路上駐輪場（サイクルポート）設置を検討してまいります

② 「幸せを実感する山里暮らし」の実現

1 移住・定住促進のための空き家活用や移住情報内容の充実へ支援すること。

平成 23 年度から、空き家の流動化を促進するための改修や家財搬出、清掃等に対する助成制度を創設いたしました。

今後も浜松田舎暮らしウェブサイトの充実や空き家台帳の整備、県空き家バンク（ウェブサイト「ゆとりすと静岡」）への登録などを行い、移住希望者に対する積極的な支援や受入れ体制を整えてまいります。

2 農家民宿や田舎暮らし体験を行う住民や団体に対し、関係組織と連携して支援すること。

農家民宿が行う行事や田舎暮らし交流体験ツアーについて、県や市のウェブサイトへの掲載や報道機関への情報提供などを行い、参加者募集等の各種PRに努めてまいります。

③ 地域を結ぶ公共交通ネットワークの充実

1 公共交通機関の利用を誘導するため、パーク＆ライドを公共施設の駐車場など活用して設置すること。

郊外の大型商業施設や公共施設など、平日に駐車場の余裕がある施設について、パーク＆ライドへの協力依頼を継続するとともに、実現の可能性が高く、実効性の高いサイクル＆ライドにも積極的に取り組み、公共交通利用の利便性向上を図ります。

また、公共交通利用に対する市民の意識高揚を図るための施策を並行して実施してまいります。

2 公共バスや自転車・二輪車の専用・優先道路の拡大すること。

バス専用レーン・優先レーンの設置権限は交通管理者（警察）にあるため、主要なバス路線が運行している道路でのバス優先レーンの拡大を目指し、交通管理者との協議を継続してまいります。

また、平成 23～24 年度で「自転車走行空間等整備計画」を策定し、自転車専用レーンなど優先整備路線の設定も今後検討してまいります。

さらに、バスレーンマナー向上キャンペーン等により、運転者の意識向上にも努めてまいります。

3 公共交通空白地域対策は、地域特性等に応じた柔軟な方策を検討すること。

公共交通空白地域において、交通事業者や行政だけでなく、住民代表をはじめ、福祉、学校、商工、観光など各地域に応じた関係者も参画する「地域交通検討会」を設置し、運行計画の立案、運行実施など、地域のニーズを把握しながら、地域ごとの公共交通システムのあり方を検討してまいります。

(6) 戦略 6 : いきがい実感・健康づくり

① 体を動かす機会の創出

1 気軽にスポーツ・軽運動ができる場づくりとして、様々な手法を検討すること。

市民が気軽にスポーツができる場づくりとして、施設の利用時間の延長や休館日の見直し、地域での学校開放などに取り組んでいます。

また、公園やグラウンド園路に「ジョギング（ウォーキング）コース」を整備し、距離表示看板とコース表示看板を設置しております。

市内スポーツ施設の状況や市民ニーズの把握に努め、市民がより気軽にスポーツに親しめる環境づくりを推進するとともに、民間を含めた「スポーツ施設マップ」を作成するなど、市民への施設情報の提供にも努めてまいります。

② 予防に重点をおいた健康づくりの推進

1 健康診断等の受診率を引き上げるための目標設定とその実行計画を策定すること。

平成 24 年度に作成する平成 25 年度からの特定健康診査実施計画書に、新たな目標設定や目標達成のための計画を盛り込んでまいります。

また、平成 24 年度から特定健康診査とがん検診の受診券を一体化し、受診率と市民の利便性の向上を図ります。

国保加入者については、健診未受診者対策として、受診勧奨のはがきの送付やく電話での受診勧奨を行い、受診率の向上を図ってまいります。

今後も、受診率向上のための健康診査の周知啓発を健康増進課や区役所健康づくり課、長寿保険課と連携してまいります。

2 がんや人工透析など高額な医療費負担が懸念される疾病を予防するための保健活動について、実績をあげている先進事例を研究・導入すること。

本市国民健康保険の医療費分析結果では、医療費割合が高い疾病は、循環器系の疾患、消化器系の疾患・がん・腎不全であり、特に腎不全については一件当たりの医療費が最も高く、件数・医療費ともに年々増加傾向にあります。

現在時医療費分析結果については、関係各課、大学等の有識者に情報提供し、効果的な健康づくり対策及び医療費削減対策について検討しているところです。今後、先進事例を参考とし、特定健診結果から腎不全の前段階である慢性腎臓病(CKD)の早期発見と生活習慣改善を強化した受診者への情報提供を行うことを検討しております。

また、健康増進部門と連携し、若年層からの各ライフサイクルでの食生活、運動習慣、喫煙等の生活習慣改善への取り組みをすることにより、将来的な医療費の削減及び健康寿命の延伸に繋がるよう推進してまいります。

③ 地域医療の拡充

1 リハビリテーション病院及び医療センターの新病院建設に関し、公立病院の役割・機能を明確化し、民間活力を導入するなど大幅なコスト圧縮を図ること。

リハビリテーション病院の整備については、平成 22 年度に策定した基本計画において、建設事業費の抑制を掲げ、発注方法や建設仕様等を工夫し、民間病院並みの 25 万円/㎡での建設を目指すこととしています。

また、医療センターの新病院構想については、平成 23 年 9 月に「新病院構想検討委員会」を設置し、公立病院としてのあり方や機能にわいて協議しており、平成 24 年の 8 月を目途に新病院構想に関する報告書をまとめてまいります。

それを踏まえ、平成 24 年度から 25 年度にかけて、「新病院建設構想検討委員会」において、建設コスト、経営シミュレーションや将来負担など、経費的な観点についても検討を進めてまいります。

(7) 戦略 7：郷土に誇り・活力あふれるまち

① 活力あふれるまちを支える人材の育成

1 市外からも浜松でNPOを設立したり、社会的事業を起業する人材を支援する 制度を導入すること。

市民の自主的、自発的な活動を活発にし、協働の担い手を育成するための「浜松地域人づくり大学」及びNPOのマネジメントカ等の向上を図る「NPOスキルアップ事業講座」を継続的に実施してまいります。

また、市民協働を推進する施設である市民協働センターの機能充実を図るため、NPOからの相談等に対応するスタッフ(NPOアドバイザー)を配置し、市外からのNPO設立等の相談についても適切に対応してまいります。

② “音楽の都”に向けた挑戦と市民主体の文化芸術活動の推進

1 地域の文化芸術事業の企画・運営の機能を学術機関へ移管し、専門的人材による事業展開を図ること。

イベントの企画・運営のできる人材の育成を図るため、アクトシティ音楽院での「主催者養成セミナー」を継続実施してまいります。

また、浜松市文化振興財団が実施している市民が主体の文化芸術活動の自立に向けた支援制度を活用するとともに、アートマネジメントをはじめとする浜松の文化振興のシンクタンクとして、静岡文化芸術大学との連携を進めてまいります。

イベントの企画・運営のできる人材の育成を図るため、アクトシティ音楽院での「主催者養成セミナー」を継続実施してまいります。

また、浜松市文化振興財団が実施している市民が主体の文化芸術活動の自立に向けた支援制度を活用するとともに、アートマネジメントをはじめとする浜松の文化振興のシンクタンクとして、静岡文化芸術大学との連携を進めてまいります。

2 ユネスコ創造都市ネットワークへの登録の意義や“音楽の都”にどう生かすかなどを広く市民に示して市民の共感と参画を得られるよう取り組みをすること。

「創造都市・浜松」の実現を全市的な取り組みとするため、平成 22 年 8 月 3 日に浜松商工会議所・静岡文化芸術大学、浜松市文化振興財団・浜松青年会議所・浜松市合唱連盟で組織する「浜松創造都市推進会議」を設置いたしました。

平成 24 年度に「浜松創造都市推進会議」において「創造都市推進プログラム」を策定し、「創造都市・浜松」を市民の共通認識とするとともに、市民協働による取り組みを進めてまいります。

③ 浜名湖を中心とした観光交流

1 三遠南信地域の自治体の協力を求めるとともに、県に対して総合的な支援を強力に要請すること。

湖西市をはじめ、三遠南信地域の自治体とは、三遠南信自動車道の開通を見越して、あらたな周遊コースの造成など一層の連携に取り組んでまいります。

また、浜名湖観光圏事業においては、来年度運営が始まる観光地域づくりプラットフォームで取り組む事業において、国や県との協働による事業展開を図ってまいります。

2 マリンスポーツやレジャーのメッカを目指し、インフラ整備や世界、全国レベルのイベント誘致などプロモーション活動を推進すること。

棧橋建設や湖の渡喋等のインフラ整備にあたっては、漁業補償等の調整が課題でございます。

マリンレジャーは浜名湖の魅力を高める重要な要素であり、今後も観光圏事業等を通じてソフト事業の整備やイベントの誘致を続けてまいります。

また、浜名湖の特産物PR等を通じて漁業関係者の観光に対する理解を深めてまいります。

④ 多文化共生社会の実現

1 定住外国人の課題を一体で取り組む組織体制を構築すること。併せて各々の組織の役割と機能を整理して市民、外国人にわかり易く利用しやすくすること。

平成 24 年度から市、国・県の関係団体、国際交流協会、外国人コミュニティ、経済界、自治会などによる「多文化共生推進協議会」を設立し、多文化共生社会の実現に向けオール浜松で地域の課題解決に向けた事業を実施してまいります。施策の推進拠点としての多文化共生センター機能の一層の充実を図るため、多文化共生に関するノウハウや専門性を有する国際交流協会と連携し、事業を推進してまいります。

2 外国人の児童・生徒の教育支援については、実態調査を行った上で個々の事情に合った支援ができるように人材の確保やカリキュラムの整備を図ること。

年に 2 回、外国人児童生徒の実態調査を行い、適正な外国人児童生徒就学支援員配置や外国人児童生徒就学サポーター派遣を実施し、個々の状況を踏まえた指導計画による指導を行っています。

今後も、学校調査や学校訪問等により学校現場の外国人児童生徒の実態を把握する中で指導計画の改善を行い、適正な支援者の配置や派遣により個々の支援の充実に努めてまいります。

⑤ 世界に発信するシティプロモーションの推進

1 浜松の企業やアーティストの世界的なネットワークと連携して、浜松の特徴や魅力を情報発信すること。

「はままつ魅力発信応援団」事業を充実するなど、今後も世界の市場で事業を展開する市内の大企業のネットワークを積極的に活用し、浜松市の魅力を国内外に発信してまいります。

また、「浜松市やらまいか大使」に委嘱している国内外で活躍する浜松ゆかりの著名人などとの関係もより一層密接にし、浜松市の魅力を国内外に発信していきます。

2 “バイクのふるさと”浜松を特徴づける都市文化として国内、海外へ情報発信すること。

本市のオートバイ産業の歴史や市内で開催されるバイクイベント、市内のツーリングコースなど、「バイクのふるさと浜松」の魅力や特徴を全国に発信するため、平成 23 年 3 月専用のホームページを作成いたしました。

全国のオートバイファンに向けた情報発信ツールとして、更にホームページの充実を図ってまいります。

また、バイク雑誌や販売店等などへ積極的に情報提供することにより、民間主催ミーティングなどを誘致し、オートバイファンの浜松市への入り込みを図ってまいります。

“バイクのふるさと”は、本市を特徴づける都市文化であるため、今後も引き続き、シティプロモーションの重要なコンテンツとして国内外に情報発信してまいります。

2 都市経営について

(1) 市民協働によるまちづくり

1 NPOの育成や人材の発掘に取り組むこと。

市民の自主的、自発的な活動を活発にし、協働の担い手を育成するための「浜松地域人づくり大学」及びNPOのマネジメントカ等の向上を図る「NPOスキルアップ事業講座」を継続的に実施してまいります。

また、市民協働を推進する施設である市民協働センターの機能充実を図るため、NPOからの相談等に対応するスタッフ（NPOアドバイザー）を配置し、NPOの育成を図ってまいります。

2 市民協働の必要性について理解が得られるよう、オープンで明解な情報を提供すること。

地域における市民活動や市民協働を推進するために、平成24年度に地域自治センターを協働センターに、平成25年度に公民館、市民サービスセンターを協働センターに再編いたします。

市民協働センターにNPOからの相談等の対応を専門に行うスタッフ（NPOアドバイザー）を配置し、NPOに関する相談業務やNPO法人の団体情報等の収集、情報発信を行ってまいります。

また、市民等の寄附金を財源として市民活動団体へ助成するはままつ夢基金制度の活性化を図るために見直しを図り、市民に分かりやすくPRしてまいります。

(2) 戦略計画を核とした経営のしくみ

1 行政経営計画の進捗管理のPDCAを確実に機能させること。また、外部評価の対象を拡大し、全ての事務事業の見直しや改廃の方向性を検討すること。

分かりやすい目標設定への見直しや、事務事業の評価基準の更なる明確化を図り、スパイラル効果のより高いPDCAサイクルの確立に取り組んでまいります。また、中間評価結果を次年度の予算編成の資料として活用してまいります。

事務事業評価の外部評価については、全ての事業の外部評価は困難でありますので、内部評価において職員の事務事業評価に対する習熟度を高め、事業の必要性や責任主体のあり方の評価を徹底させるとともに、市政への透明性向上のため、市民への影響度の高いものを外部評価事業として選定してまいります。

2 戦略計画2012の政策・事業の進捗管理は、半期ごとに評価と見直しを行い、事務事業の精度と業務の生産性を向上させること。

戦略計画の分野別計画における期末の目標達成率を公表し、職員の目標達成への意識を持たせるとともに、職員の事務事業評価に対する習熟度を高め、より正確でわかりやすいものにしてまいります。

また、事務事業の精度と業務の生産性を向上させる視点がより評価に反映されるよう、指標設定の研究、見直しを図ってまいります。

3 総労働時間を個人レベルで管理し、機動的な要員配置と生産性を高める業務改善の取り組みを促進するとともに、人事制度の抜本的改革を早急に実施すること。

職員の勤務時間は行政経営基幹システムで管理しており、各所属において職員の服務状況の把握に活用しております。

業務応援については、事例を紹介するなど、積極的な業務応援の活用を促し、機動性や生産性を高めるよう取り組んでおります。

また、業務改善については、民間に学ぶ職員研修の実施やグループ単位で行うチャレンジミーティングを活用するなど公務能率の向上を図ってまいります。

人事考課に基づく職員の能力及び実績を給与に反映する成績給については、平成 18 年度から管理職に、平成 23 年度から一般の職員に導入しております。

(3) 本庁と区役所のありかた

1 サービス向上と行財政改革が両立する本庁と区役所のあり方を市民へ提示すること。併せて自動交付機の利用拡大やICTの利活用の制度も検討すること。

平成 24 年度に地域自治センターを協働センターに、平成 25 年度に公民館、市民サービスセンターを、協働センターまたはふれあいセンターに再編いたします。

「区出先機関再構築の基本方針」に基づき、地域自治センターと区役所の業務分担を見直し、協働センターでは、地域の活動を積極的に支援するとともに住民サービス・市民満足度の向上を目指してまいります。

また、証明書自動交付機の利用拡大については、コンビニ交付導入と併せて検討してまいります。

2 区割りの見直し案は、浜松市の地域特性に合致した案を提示すること。

平成 24 年度に区制検討事業を実施し、全世帯を対象に、区割りの見直しについて、市民意向調査を実施し、調査結果に基づき見直し案をその後検討してまいります。

(4) 更なる行財政改革の推進

1 「事業仕分け」の完全実施を実現させ、評価を厳格に適用し、行政経営計画で確実に実行すること。

評価の入口でもある「事業の必要性」「実施主体」を厳格に評価するよう徹底し、「事業仕分け」を活用した本市の政策事業評価の精度を高めてまいります。

外部評価の対象にならない事業の所管課も緊張感をもって業務の見直し・改善を行うよう、外部評価の対象事業の抽出方法や評価者の選定方法を見直し、改善してまいります。

また、評価結果が事務事業の改善に効果的に反映されるよう、評価結果を資源配分（定員適正化、予算編成）に連動させる仕組みを構築してまいります。

2 ファシリティマネジメントの取り組みは市民にわかり易い方法で情報公開し、公共施設の再編統合や有効活用について理解を促すこと。

今後も、施設の現状を幅広く市民へ伝えるため、「施設カルテ」や「資産のすがた」を毎年更新し公表するとともに、特に廃止と判断した施設に関しては、区・地域協議会などにおいて、利用状況やコストなど施設に関する分析結果をわかりやすく説明し、理解を得るよう努めてまいります。

また、橋梁、道路等のインフラ施設については、関係する所管課にて情報整備を行っているところでございますが、整備されたものから順次情報を一元化し、全体像の把握に努めてまいります。

3 補助金の見直しについては、政策的なものや団体運営、イベント事業とが混同しないよう整理し、団体運営、イベント事業は、公益性など精査して適正に運用すること。

性質に応じて補助金を、事業費補助、団体運営費補助、償還補助、扶助的補助、投資的事業費補助の5つに分類整理しています。

このうち、事業費補助の中でイベント等補助と団体運営費補助につきましては、平成22年度をもって廃止し、全ての補助金について、公益性等が認められる事業に対する補助に整理いたしました。

24年度当初予算編成においても、既存補助金、新規補助金とも、補助の公益性や行政関与の必要性などの観点から精査いたしました。

4 電子自治体の推進はコストに見合う効果がでるよう、IT化を推進すること。

自治体クラウドや共通番号制度導入などの国の動向も踏まえながら、電子自治体推進に向け、全庁的な情報システムの最適化に取り組むなど、利用者の立場に立った効果的なシステムづくりを推進してまいります。

また、証明書自動交付機の利用拡大については、コンビニ交付導入と併せて検討してまいります。

5 民間活力の導入については、PPPの活用を図ること。

引き続き、行政経営計画に基づき進行管理を行ってまいります。

また、民間活力を導入するための基本的な考え方、導入方法及び点検・評価の方法等をまとめ、民間活力導入の際の指針を作成してまいります。

以上